

1. 「放射性医薬品の取扱」に対する単位は出願期間の直前までに実施したのものも数えてよいのか

——>申請資格にも「申請の時点で」と書かれており、申請受け付けは消印有効ですので、投函直前までの記録を入れて頂いて構いません。

2. 認定の初回取得時の単位は「放射性医薬品の取扱」の単位が過去 3 年間で 30 単位以上あればそれで申請が可能か（「学術集会参加および発表」の単位はなくてもよいのか）

——>可能です。

3. 「同一製剤で、製造・調製、品質検査あるいは医薬品管理を同時に施行した場合は合わせて1製剤とする」と、あるが、異なる日に同じ成分の製剤の調製を行った場合、それぞれカウント出来るのか。

——>異なる日の同じ成分はそれぞれ独立してカウントします。

4. 同じ日に、同じ成分の製剤を3つ調製行った場合、それは1製剤とカウントするのか、それとも3製剤とカウントするのか

——>単位表に、「同一日における複数回実施の同一製剤についても合わせて1製剤とする。」とありますので、これについては1製剤としてカウントします。

5. 放射性医薬品取扱実績報告書の「結果」の項目について、この欄にはどういった内容の記載をすれば宜しいか。

——>記載表の下部にある通りなのですが、結果欄には「逸脱なし」や逸脱があった場合はその対応等について記載下さい。簡単で結構です。

6. 認定の初回取得時は放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会は「学術集会参加および発表」の8.各種放射性医薬品取扱講習会の参加として5単位と数えてよいのか

——>8の参加とは数えられません。8については現在のところ、下記を対象としてい

ます。

- ・ 塩化ラジウム (Ra-223) 注射液を用いた RI 内用療法における適正使用に関する安全取扱講習会
- ・ 有痛性骨転移の疼痛治療における塩化ストロンチウム-89 治療安全取扱講習会
- ・ イットリウム - 90 標識抗 CD20 抗体を用いた放射免疫療法の安全取扱講習会
- ・ I-131 (1,110MBq) による残存甲状腺破壊 (アブレーション) の外来治療における適正使用に関する講習会

7. 「必要数の放射性医薬品の取扱や管理に関与していることが第三者による証明書や、適当な記録文書等で証明出来れば (書式: 業務従事証明ひな形を参照)、新規認定条件の「放射性医薬品の取扱 15 単位」の代わりと出来る (別途案内するまで当面)。」との記載があるが、誰の証明書が必要か。

——> 第三者による証明については、申請者が該当作業に従事していたことを組織として責任を持って証明頂ける立場の方であれば、本人以外である薬剤部長、放射線科長、放射線部部長、病院長等、どなたでも構いません。

8. 単位表において、「5. については放射性医薬品あるいは核医学に関連する指定セッションに参加の場合、5 単位追加として 10 単位とする。」とあるが、これまでと異なり、放射性医薬品や核医学に関連しないセッションであっても単位として認められるのか。

——> 日本薬学会、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会各地方ブロック大会においては、これまで放射性医薬品あるいは核医学に関連するセッションの出席のみ単位として認めてきましたが、広く教育機会を得ることの重要性に鑑み改訂することとしました。今後は当該学会に出席することで 5 点、その中でさらに放射性医薬品あるいは核医学に関連するセッションに出席することで 5 点の追加を認めることとします。それぞれ出席証明書のコピーを持って出席の証明といたします。また発表に関する加点等についても内容を問いません。

9. 昨今のコロナウイルス禍の影響で多くの学会が Web 開催となっている。その場合、単位の認定は可能か。

——> 昨今のコロナウイルス禍に伴い、多くの学会が Web 開催になったり併用したりしています。この動きは今後も継続するようです。従いまして、それぞれの学会において発行される Web 開催会議等の出席証明書についても単位として認めることとしました。ただし誌上開催のみの学会・集会については出席とは認めません。